

つ慎重な、しかも十分な検討を図っていたたかなければならないものだと思います。

○今野東君 終わります。ありがとうございます。

○丸山和也君 では、大分人数少なくなりましたところで、四十分という時間があるんですけれども、三十分でやめておけという声もありますので、そこは臨機応変にやらせていただきます。と思うんですけれども、質問がそうたくさんありませんので、大臣も長々と、と言っては失礼ですけれども、十分に話していただいているかと思いたすので、今日は短くと言ふことはありませんから、思いのたけをしゃべっていただきたいと思いたす。

そもそも、今回、民法の一部の改正ということで、非常に大きな改正だと言われているんですけども、確かにそうも思えるんですけど、ややちょっとピンぼけと言うと変ですけれども、不徹底というか、どこを本場にどうしたいからこういう改正をしようとしているのかということがちょっと私には不透明なように思っています。今回の改正の目玉といえますか、これが主眼だということなところを、大臣、ひとつ御説明いただきたいと思いたす。

○国務大臣(江田五月君) 長々と答弁して結構と言われますと、何か皮肉を言われているような感じで、なるべく短く答えたいと思いたすが、

児童虐待、これが深刻な社会問題となつていて、そこで、児童虐待への取組、これを民法あるいは児童福祉法の場面で更に進めようというのが今回の問題意識でございます。その場合に、親権があるから虐待していいんだという、そういうことをあえて言うというか、あるいは誤解をして、そういう親も見られるわけで、そこで親権制度というものを入れようということが一つ。

それから、親権制度にメスを入れますと、やはり親権者に代わって子に親権、監護権を行使する者が必要ということで、未成年後見人というものを

を増やしていくということ。さらに、今の親権の行使の制約のこととか、あるいは離婚の場合の措置とかなどを通じて子の利益というのが一番重要なことですよと、これを導入しようとする。これは別に今始まったわけではないので、前も当然ですが、そういう文言が入っていないから、この文言を明確に入れよう、こうたすことが今回の主眼だと思いたす。

○丸山和也君 今おっしゃっていただきましたことであると思うんですが、そうたすと、私がやや不満に思つたというのは、やはり今大臣の答弁の中にもありましたように、親権の在り方というか、それが非常に一つの根幹になつていようと思うんですね。そういう問題意識を持つておられると。

やはり、児童の虐待防止、児童の福祉、いろいろなことを考えた場合、親権者であるからということである。親権者であるからということ。そうすると、やっぱり親権の在り方について、規制も含めて、停止、いろいろなことを含めて、従来からあつた問題を含めて見直していくということ。今回の改正があるというのを、おっしゃっているように、やはり親権の在り方というの、一つの核になつていようと思いたす。

そういうふうにとらえた場合、私は、これ昨今始まつたことじゃないんですけれども、もう恐らく私が弁護士になつて、そうたすね、三十年、三十年以上になるんですけれども、やっぱり親権が単独親権であるということについての疑問というのは、ずっと持つていたんです。親権が単独で、例えば離婚したときに片方が親権を持つて片方がなくなるといのはどうたすても理屈に合わない。

これはやはりなぜかなという疑問を持ちながら、まあ現実には、男性は社会に出て外で働く、女性には家庭に任せるか、特に乳幼児の場合は、そういう非常に時代がかったやや封建的な発想の中で、社会構造の中で、女性が子供を育てる、だ

から親権を女性にという、まあそれはどちらでも行くんですけれども、ほとんどの場合は現在も親権は女性に争つた場合なりやすいんですけれども、そういうことで単独親権というのが何となく是認されてきたように思いたす。

ただ、女性の場合も離婚してもやっぱり働く必要がありますし、あるいは養育費をもらう必要がありますし、両親とか手助けを受ける必要があるし、あるいは女性であるがゆえに再婚してまた別の家庭をつくるということもあつて、いろいろなことを考えますと、決して単独親権が根本的に、両親の間から生まれた子が、離婚したからといって、たまたま親が離婚したというだけで単独の親権になるといことが考え方としておかしいなとずつと、今でも思つていようたす。

それで、更にそういう傾向は強くなつていようと思いたす。男女並びに働き方、生活の形態も変わつてきていますし、それからやっぱり諸外国を見ましても、大半というか、正確に何割と言えませんけれども、主要な国の七、八割といます。ちよつと正確な数字は分かりませんが、それぐらいは共同親権じゃないかと思いたす。考え方自身が。

そうたすたすと、今回、久々に一種の児童の虐待防止なり福祉を考へて大改正に及ぶとするならば、どうして根本的にこの親権の在り方、共同親権といよところまで踏み込もうとしなかつたのか、これについて私は是非聞きたいと思いたす。ひよつと含蓄のあるお答えをいたしたいと思いたす。

○国務大臣(江田五月君) 私は法律家になつて四、五十年くらいですが、委員と違つて実務に携わつたのは最初の十年程度裁判官として携わつただけで、後は実務に携わつていないので、ただだ長いというばかりで、しかも司法試験通つて司法研修所へ行つたのはもうはるか昔のことになつてしまひましたので、いろんな知識がさびつていよと思いたす。

そういう前提で今の委員の御質問にあえて答えていくとすれば、私も勉強した当時は、やはり離婚をする、そうたすとその父と母の間にいるんなトラブルがある、それを子に引き継いでしまふことはやっぱり遮断をした方がいいだろう、あるいは養育についていろんな方針が違ひがあつて、それを離婚をした父と母で協議をしなければ決まらないというの、やはり難しい、子供の育ちにとつて親の監護、教育というのはやっぱり一本化してた方が一つの基準がはつきりしていいだろうという、そういうことから単独親権にしたというように学んだような気がいたす。

今回は、この児童虐待の防止という観点でメスを入れたので、その根本のところまでまたメスを入れるに至らなかつたということなんです。さばりながら、今委員がおつしやるとおり、私も勉強した、お互いもうかなり古いですが、それが今日までいろんな変化が起きてきたのは事実だと思いたす。

以前は、夫と妻がもう憎しみ合つて別れるというのが普通の形だつたのかも知れません。しか、今は、結婚をして子供をつくつてみたけれども、やはり私たちが別々の道を歩んだ方がお互いの人生、より豊かに歩めるねというので、常にこり笑つていよのはもちろん難しいことではあるけれども、やはりそこは理解をしながら別れ、そして父と子、母と子、この関係はずつとこれからも続けていくんだという、そういう別れた夫婦の在り方というのも別に不思議ではなくたす。そういうことを考へると、やはりこれは、今回は児童虐待防止ということでありますが、共同親権といよのは一度真剣に議論をしてみよ価値のあるテーマだと思つておたす。

○丸山和也君 基本的には前向きに共同親権について検討をする価値があつたとおつしやつていたたいて非常に結構だと思いたすけれども、私は、民法の改正といますのは、平易なように、社会の根幹といますか、人間関係の根幹にかかわる

やっぱり大きな一種の地殻変動を起こすぐらいのもので、なかなかそうチャンスがないんですね。一旦決めますと、すぐ政策的にころころ変えることはとてもできるような性質のものじゃありませんし、すべきじゃないと思いますので。今回もう一歩踏み込んで共同親権まで入っていくべきじゃなかったかなということが非常に残念でなりません。

といいますが、いろいろな事例を相談を受けたり聞いたりしていますと、やはり一方に親権が行くというところで問題になっているケースというのは、常識的な面会交流というのがやっぱり妨げられると。要するに排除されるということから、一方の親の非常に孤独感というか、生きていく上で支えというのがなくなると、それがだんだんエスカレートしてあるいはや実力行使に出ると、それは法的に処罰される、あるいは子供からも危険な人物のように思われて排除されてしまふということ、更に苦しみの中に、連鎖の中に行つていくという割かしそういう男性が多いので、私、その男性の悲痛な叫びをいっばい最近聞いていますよ。

弁護上の中にもそういう人がおられますし、お役所の役人の中にもおられますし、元裁判官の中にもおられるんですね。それで、政治家の秘書の方にもそういうのがおられて、今回私がこの質問をしたら、何人も来られて、いや、実は私も会えなくて困っているんだということ、決してむちゃなことをしようとか誘拐しようとか拉致しようなんて思っていないんだけれども、親権が元女房の方に行つてしまつて、あなたとは会わせたくないということ、家庭裁判所も協力してくれないということ、これは聞いていますと、同じ男性の父親としてかわいそうだなというより、真剣な悩みなんですよ。

それぞれがちゃんと社会的に立派な方であるし、ただ子に会いたい。せめて月二回くらいは週末を一緒に過ごしたいとか、ささやかな願いなんですけれども、これがかなえられないというこ

とで、やっぱりこれ根幹を考えると、親権の在り方、それから離婚のときの親権の決め方、こういう法律制度並びにそれから家庭裁判所の運用、こら辺に原因があったと思うんですね。ですから、やはり今回、法改正の中で、養育監護とか面会交流についても家庭裁判所の指導の下にそれをきちっと決めたいということにわざわざ文化されたということ、非常に一歩前進だと思つてます。

ただ、そうやって悲痛な訴えをしてくる人たちの聞き返すと、やっぱり家庭裁判所がなかなかそういうふうな動いてくれないんじゃないかという、かなりもう絶望的な危惧を持っている方が多いんですね。というのは、今までの家庭裁判所の運用を見ても、やはり実際、面会交流なり養育監護というのは議題になつていないんですね。親権が女性が取つた場合に、面会交流させたくない、私の方で責任持ってやりますからとかあるいは前に子供が嫌がったとかいろいろあることありまして、家庭裁判所も調査官なり裁判官いろいろ入つて、一応努力はされて、その場はあるんですね。けれども、結論的にはなかなか認められないということが多いんですね。

ですから、今回も法改正の中で、この七百六十六条の中で、子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はとして、子の利益を優先して考慮しなければならないというふうな、こういうふうな、そして二項の中で、協議が調わないときは、家庭裁判所が同項の事項を定める、こういうふうになつてはいるんですね。でも、やや権利として、面会交流についても、面会交流する権利があるんだということまでは必ずしもたつていない。協議して定めなさいと、定まらないときは家庭裁判所が何とか決めますよというふうな家庭裁判所に對する丸投げなんです。

すると、実際にこの法改正の趣旨が両親共同親権的に離婚後もうまく機能するために、やっぱり家庭裁判所が物すごい一種の意識改革をするな

りしてそういう方向で稼働してもらわないとやっぱり余り変わらないと。こんなふうな条文が変つたということだけで裁判官なり家庭裁判所自身がどれくらい違つた取組になるのか、ここが非常に私は現実的な問題として心配しているんですね。この点についてはやや樂觀的に考えておられるんではないか、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 樂觀的というわけではありませんが、ある種の期待を持っているというのは事実でございます。

七百六十六条は、協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会その他の交流、費用の分担その他の子の監護についての必要な事項は協議で定めると。家裁に丸投げじゃなくて、まず離婚をする父と母あるいは夫婦で、そこには必要な事項ですから決めなさいよと、こういう思いがにじみ出ているので、必要でない事項だと書いてない、必要な事項だ。しかし、その協議がなければ協議離婚が成立しないということまではいっていないけれども、いろいろある種の思いだと思つて。で、次に子の利益を最も優先して考慮をする、さらに家庭裁判所と、こういう立て方になつてはいるわけでございます。

面会交流というのは必要なことなんだと、いいことなんだという思いが条文上ににじみ出ているのなら、ならば共同親権ということの方が面会交流はよりスムーズにいくんじゃないかという、そういう委員のお気持ちがあるんじゃないかと思つて、これは確かにそういうケースもあると思つてますが、さっき言ったとおり、今回は児童虐待ということなので、そこまでは踏み込んでおりません。おりませんが、単独親権であつても父と子、母と子、この関係は変わらないので、したがって単独親権であつてもほとんど面会交流などやつて一緒に育てようというふうな別れた両親の子に對する態度というものが生まれてくれば、これは大変、どういいますか、結構なことだというのが今の法改正への期待だと思つております。

○丸山和也君 しつこいようですけれども、例え

ば協議離婚、まあ離婚については同意している、それで面会交流についてのみ両親が対立している。それで、母親の方としてはできれば会わせたくない、子供がどうするか、自分が、まあいろんな配慮はあるんでしょうけれども、会わせたくない。しかし、こういう規定があるからやむを得ないと。裁判所の説得もあると。じゃ、月に二回くらい、それぞれ一時間くらいとか二時間くらいずつだというぎりぎりの同意をしたとしますよね。それで、男性の方は、いや、それじゃ余りにも、月に二回会つて二時間程度あればいいやも、分なあれも尽くせないし、やっぱり最低でも四、五時間、そのうち一回くらいは週末に自分のところに来て泊まると、そういう外泊といふことか、それも認めてくれと。こういうことになつて、結局意見が、協議が調わないんですね。それで、こういうことが対立する場合というのがもうほとんどなんですよ。

そうなる、裁判所としてはやっぱり決裂はさせられないと。すると、一時間というところをまあせいぜい二時間とか二時間半にするとか、あるいは一方が、ゼロよりはいいでしょうと、それで多少あなたも譲りなさいよというふうなところ、非常にやっぱり面会交流を極度に制限する形で認めるというところに落ち着きやすいんですね。それで、哀れな男性は、ゼロよりはそれでも一目見たいという思いでやっぱりのむんです。ある僕は週刊誌の記事で見ましたけれども、どうしても会わせたくないということで、中学生になつた娘さんが学校へ通う途中に、通学途中にお父さんがばつと娘に駆け寄つたときに、娘がびつくりして逃げるといふんです、逃げた。それで、逃げたときにちよつと転んで、それを抱きかかえようとしたら、このくそじいと言つて叫んだつていふんですね。それで、それはやっぱりずつと面会交流を遮断されていて、それから、母親の方からお父さんに会つちゃ駄目、お父さんはこういう人なんだとかいろいろなことをやっぱりある意味では吹き込まれていらしいんですね。

まあ報道ですから全てが、細かいところはありませんが、そういう身を挺して娘に駆け寄り、こじかかないと思つたときに、くそじじいと言われたこの男性は心境いかなるものかと思つてます。

私は、やはりこういう極端に面会交流が遮断されていると、どちらにとつてもやっぱり悲惨なんですね。娘は父親を憎み、恐れ、父親はショックを受け、こういうことは、やっぱりちよつと一時間、二時間ちよちよこつと形だけ会わせて、あるいは誰かの監視、立会いの下に会わせるというようなことではなかなか解消していかないと思うんです。

だから、こちらは日本の社会もやっぱりかなり勇気を持って開かいかめと思うんです。離婚しても、それは良き、かつての同窓生と言つたらおかしいけれども、良き仲間というか戦友というかね、かつての同志ぐらいのつもりで付き合うぐらいの度量をやっぱり示さいかめし、またそういう、家庭裁判所自身がそういう啓蒙的精神で積極的に取り組まにやいかめしなすけれども、そういうわけか、調査官にしろ裁判官にしろ、やっぱり割かしそこの頭が柔軟でないというか固いというか頑迷固陋というのかもカビが生えているというか、そういう方が多いというふうにも被害者の男性からは聞かえるんですね。

ですから、是非、家庭裁判所の役割が大きくなりましてから、家庭裁判所に対するそういう意識改革ということを強く私は望みたいと思つてますが、その点については何か御意見ございますでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 委員の御指摘は本当に含審のある御指摘だと思つております。

社会というのは、やはりこれは人間同士のきずななんです。そのきずなの中で最も深いのが夫婦のきずなであり親子のきずななんだろうと思つて、それを、せつかくあるきずなを大切にしないで、きずなを絶つていこうというのはやはりいい傾向ではない。

ただ、以前はそのきずながどうしても身分的なきずなになったり、あるいは子はかすがいとか言つて、もう子がいるんだからこは何としてもあなた、夫が少々わがまま言つても我慢しなさいよというような、ここで耐えるのが女の務めみたいな、そんなものも随分強かつたんですが、それではいけないんで、やはりきずなというものはお互いの共感、お互いの理解、そういうものの上に立つて生きていくのでなければならぬので、今そうした岐路に私どもの社会が立っているんだろと思つております。

そんなことを踏まえながら、新しい家族や親子の在り方、離婚後の夫婦であつたものの在り方、こうしたものをこれからみんなで探つていく時代に来ていくわけで、そういう思いをこの法改正というのには含んでいられるのだと、私はこの案文を作つたときにはまだたしか法務大臣ではなかつたのかもしれませんが、そういうような理解をしております。家庭裁判所におかれても是非そういう辺りのことをよく理解の上で家庭裁判所を運営していただきたたいと思つていまして、ごさいませ。

○丸山和也君 是非お願いしたいと思つてます。

それから、よくそういう子に会わせない理由、制限する理由として、暴力を振るうとか、かつてDVがあつたとか、それから、よく女性側から主張されるんですけども、そういう例もそれはあるんですけども、いろいろ細かく聞いてみますと、女性からの暴力というも結構多いんですけど、昨今は、だから、おとなしい男性が、草食人間じゃないですけども、多くて、女性側の方が、獣とは言いませんけれども、非常に乱暴で強くなつて、暴言を吐くし、時々女性の手を出さなければ、男性がちよつと手を振り上げるとすぐDVだと言つて、それで警察が動いたりする、こういうことがやっぱりあるんですよ。だから、僕は、そこら辺、時代は大きく変わつていまして、やっぱり個々の判断をしないといけない

いのに、またそういう弱い女性を保護するとか、そういう観点から離婚の運用、親権の運用、親子関係も見られているところにやっぱりかなり時代的ずれが出てきていると思つてますので、そこら辺は、まあ法務大臣に直接言つてもあれなんですけれども、一言ここで言つておきたいと思つてます。それから、だんだん時間の関係ではしりませんが、ハーフ条約について少しお聞きしたいと思つてます。

これは、私はそういう条約に加盟するということについては賛成なんですけれども、結構これは厳しい世界に突入するという予測をしていられるので、

それから、本当に日本人が例えば子を連れ去つてきたような場合、そういうハーフ条約の下で対応していただけるのかと、そこら辺はよく、やっぱりこれは基本的には、原則は子を連れ去つた場合は元の居住国に返さなきゃいけないこと、そこから親子の関係についていろいろ定めていこうというところで、一旦実力行使的に日本に避難してきてた人がそういう法の下へさらされる。もちろん、例外的な場合は、DVがあるような場合は返さなくていいとかいろいろ言つていますけど、そう生易しくほとんどの場合が例外だ、例外だということにならないと思つてます。

こちら辺りについて、今の時点で、いや日本も加盟するんだという、これはまた民法改正と違つて大きな決断をされているように思つてますけれども、これはどういう理由なんですか。

○国務大臣(江田五月君) 国際結婚というのとはよく普通のことになつていっていると思つてます。国際結婚は普通だけれど、国際離婚はめつたにない、それはなかなかないかないんで、やはり国際離婚というのも普通のことになつてきています。その場合に子供は、親権は共同という場合もありますが、子育てをするというのはいくらも、子供は生身ですから両方に引き裂くわけにいかないので、子育てをどちらの親がやるのかということの審判、判断はどこでするか。

これは、やはり別れる前に子供がいた場所、その裁判所なり司法機関でやるのが適切だというのが国際ルールであつて、そこで、そういうような判断を経る前に国境を越えて子供が連れ去られた場合には元へ戻して、そしてその子供の養育についてちゃんと手続を法定しましょうというのがハーフ条約で、したがって、ハーフ条約というのは子供を誰が育てるのがいいかということではなくて、どこで決めるのがいいか、そのどこというのが、つまり常居所地国、そこへ子供を戻さないといふ、こういうルールでございまして、このハーフ条約がそういう場合のルールは今ありませんから、私も、やはり国際社会の一員として生きていく以上、そういう今あるルールの中に私どもも入つていって、それによりいいルールに変えていこうという努力をしていくべきものである。

初めからあそこが悪い、ここが困る、だから人にならないのでは、もう今これだけ国際結婚、国際離婚が普通のことになつているときにやつていけないというように思つて、ハーフ条約の加入の準備を始めるかどうかというところが今煮詰まつてきつたところかどうかでございまして、是非、これはそんな意味から、ひとつ日本の国を外国に、国際社会に開いて、そうした場面においても日本が国際社会のルール作りで一定の役割を果たせるようにしていきたいと思つているところでございまして。

○丸山和也君 それに関しまして、日米間で、ある報道で調べたところによりますと、日本人女性とアメリカ人男性が結婚して向こうに住んでいて、

けれども、そういう理由で子供を連れて帰つてきて、それで、男性側から戻せという係争になつていのは百四、五十件ぐらいですかね、日米間であると聞いています。それで、これはもちろん女性側としてはもう二度と戻りたくない、向こうに返したくないということなんですけれども、そういう

紛争状態になっている。

それで、つい先般ですかね、新聞に見ましたけれども、そういう例の一つで、やはり子供を奪われたという事でアメリカ人男性がどこかの州で損害賠償請求を起こして六百万ドルか何かの判決が下っていましたけど、六百万ドルという日本円でいうと五億円ぐらいになるんですけども、それを出したり、その男性は日本に来て、一時、連れ去ろうとして日本で逮捕されて、ただこれはそのまま訴もされずに釈放されてアメリカに帰っている。こういうまさに刑事事件、民事事件絡んだ国際紛争になっているのも新聞で報道されていまして。そこまできなくて、百四、五十件があるんじゃないかと言われていましたので、やはりこれはまたもつと増えてくるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味で、例えば、取りあえず条約に従ってアメリカに子供を返し、そこで子供の在り方、夫婦の在り方について協議するとしても、当然法手続に従ってやるわけですから、あるいは向こうで現地の弁護士を雇う、あるいは滞在する、それからまさにそこでしばらく居住してやる、そういう物理的な負担があるわけですね、当然、日本人女性とすれば、なかなか大変なことですよ。

そういう、だから国際的に子をめぐるといふのは非常にレベルの高いというか、次元に入っていくと思うんですね。ある意味、今までは実力的に逃げておれば何とか時間の経過とともに収まるといふ、こういうことを期待していたんですが、これからは堂々と法的舞台で闘わなきゃならない。闘うと言うとあれですけど、協議したり争ったり闘ったりしなきゃならぬという非常にレベルの高い次元に入ること要求されることになると思うんですね、このハーグ条約に入ること、それは、それでも、そういう時代の流れなんだという事であれば、また私はある程度それはもうやむを得ない。

だから、日本人、ほとんどの場合は女性ですけ

れども、そういう理論武装なり、国際的にやっぱり闘うマインドの訓練もしていかないと国際競争の中ではこれは勝ち抜けないと思いますので、そういうことも、やっぱりこのハーグ条約の意味というのは非常に重いんだということも、裁判員制度じゃないですけども、政府としてこういう方向で進んでいくのであれば、国民にやっぱり周知させるというか、知らせる必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 今委員が御指摘のような事案がつい先日報道されたのは存じておりませう。そういうものも含めて、やはり国際社会の中で日本というものが生きていく、国際社会の中で生きていくのは日本という国だけじゃない、日本人自身が一人、人やはり国際社会の中で生きていくという時代になってきていて、そういう時代に環境を越えた結婚をしようとする場合には、ちょっとイケメンだからひよといふ、そうじゃなくて、やっぱりそこはきちり自分で判断をして、別れるときにもよく覚悟を持って話し合をして、別れるというときにだけいけばいい。日本にとにかく子供を連れて帰って実家に戻ってじつと運塞、塾居しておれば一定の期間がたつてもうこれで大丈夫だ、やはりそれはそうばかりはいかなくなるよという時代になっているのだと思います。ハーグ条約の場合は、一定の養育の年限がたればハーグ条約が働く場面でなくなるといふことはありますが、やはりそこに逃げ込むのではないので、ちゃんとルールに従った処理をしていくということですね。

た、今、アメリカはそんな国だから、とてもアメリカなんか相手にハーグ条約なんか入ったら大変だ、そういう心配もあるかと思いが、今のこの損害賠償額、これは日本の場合には実際の損害、精神的な苦痛も含めて実際の損害についての賠償でなければ、単なる懲罰的な賠償の場合にはこれは強制執行はされないと、日本で執行判決は出さなないというのが最高裁判所の扱いで

すので、そこはそんなに心配することはない。ただ、だからといって居直っちゃいけないということだと思えます。

○丸山和也君 じゃ、時間の関係で、点だけ。ちょっと前後して元の問題に戻らざるすけれども、離婚後の面会交流の中で、今、何というんですか、F P I C というのが、御存じかと思うんですけども、民間団体でございまして、これが家裁の調査官とかいろいろやられた方が中心になってつくられている団体のようなんです。それで、そこがいわゆる面会交流についての相談を受けて、その仲立ちをして、いろいろ取決めをして、それでそういう、まあ家裁のお墨付きのような感じですね。そういういろいろお手伝いをしてまわっているという団体があるようなんですけれども、これは非常に結構なことだと思っております。

○丸山和也君 ありがとうございます。終わります。

○木庭健太郎君 お二人からハーグ条約の問題が出ましたので、私も最初にハーグ条約のことについて何点かお伺いしておきたいと思えます。一つは、先ほど江田大臣はこの議論は煮詰まってきたところだといふふうにおっしゃいましたが、新聞報道を見る限り、あしたですね、二十日の閣議で了解して、これをサミットに持ち込むという、フランスでの、という報道で伝わってきているわけですね。ということは、もうこれ、既にこのハーグ条約については入ろうという事で今もう方向が大きく動いているという段階だと私は思っているんです。

趣旨じゃないんですけれども、こういう問題点もあるということ指摘して、私の質問を終わりたいと思えます。

○国務大臣(江田五月君) 親と子の面会交流をどういうふうに進めていくかということについては、これは社会的なサポートというのはやっぱり必要だと思えます。どういった組織機構がそ

そのこと、賛成、反対ということを議論する前に、私はそれはちょっと早過ぎるんじゃないかなと。しかも、その問題を、このハーグ条約について一番海外の中で日本に対して求めている国がフランスとアメリカなんです。早くなるべくやれと言っているのが、そのフランスであるサミットだからといって、なぜその場この問題を、ハーグ条約の問題を持っていかなくちゃいけないのかというのは何か拙速過ぎるような気がして私